

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。） 第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。） 第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	字句の改正
（部分休業） 第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間条例第10条第1項に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第11条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受け	（第1号部分休業の承認） 第9条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	見出しの改正 字句の改正

<u>て勤務しない職員について</u> <u>は、2時間から当該育児時間</u> <u>又は介護時間を減じた時間</u> <u>を超えない範囲内で、職員の</u> <u>託児の態様、通勤の状況等か</u> <u>ら必要とされる時間につい</u> <u>て、30分を単位として行うも</u> <u>のとする。</u>	<u>2 勤務時間条例第10条第1項</u> <u>に規定する育児時間（以下「</u> <u>育児時間」という。）</u>、<u>勤務</u> <u>時間条例第11条の2第1項に</u> <u>規定する介護時間（以下「介</u> <u>護時間」という。）又は勤務</u> <u>時間条例第11条の2の2第1</u> <u>項に規定する子育て部分休暇</u> <u>（以下「子育て部分休暇」と</u> <u>いう。）の承認を受けて勤務</u> <u>しない職員（非常勤職員を除</u> <u>く。）に対する第1号部分休</u> <u>業の承認については、1日に</u> <u>つき2時間から当該育児時</u> <u>間、介護時間又は子育て部分</u> <u>休暇の承認を受けて勤務しな</u> <u>い時間を減じた時間を超えな</u> <u>い範囲内で行うものとする。</u>	項の追加
<u>2 非常勤職員に対する部分休</u> <u>業の承認については、1日に</u> <u>つき、当該非常勤職員につい</u> <u>て1日につき定められた勤務</u> <u>時間から5時間45分を減じた</u> <u>時間（当該非常勤職員が育児</u> <u>時間又は介護時間</u>の承認を受 けて勤務しない場合にあつて は、当該時間から当該承認を 受けて勤務しない時間を減じ	<u>3 非常勤職員に対する第1号</u> <u>部分休業の承認については、</u> <u>1日につき、当該非常勤職員</u> <u>について1日につき定められ</u> <u>た勤務時間から5時間45分を</u> <u>減じた時間（当該非常勤職員</u> <u>が育児時間、介護時間又は子</u> <u>育て部分休暇の承認を受けて</u> <u>勤務しない場合にあつては、</u> <u>当該時間から当該承認を受け</u>	項の繰下げ及び 字句の改正 字句の改正

た時間)を超えない範囲内で行うものとする。	て勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	条の追加 条の追加
------------------------------	--	-------------------------

	<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>	条の追加
	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>	条の追加

第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条及び武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和35年9月武蔵野市条例第21号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。	<u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> 第10条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条及び武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和35年9月武蔵野市条例第21号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。	見出しの追加 字句の追加
2 （略）	2 （略）	
第11条 <u>第5条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第11条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	条の改正
（妊娠、出産等についての申出があった<u>場合</u>における措置等）	（妊娠、出産等についての申出があった<u>場合等</u>における措置等）	字句の改正
第12条 （略） 2 （略）	第12条 （略） 2 （略） 3 <u>任命権者は、第1項の措置を講ずるにあたっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなけれ</u>	項の追加

	ばならない。 (1) <u>申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	
	4 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の</u>	項の追加

	<u>請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いにあたっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	項の追加
--	---	-------------

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第12条の改正は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。